

令和3年度第1回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年5月～6月
- 2 開催場所 ー
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、小林委員、園田委員
- 4 欠席者名 ー
- 5 会議の公開・非公開の別 非公開
情報公開条例第23条第3号のため(公開することにより新型コロナウイルス感染症のおそれがあり、当該会議の適切な運営に支障が生ずるため)
- 6 次第
 - (1) 議事
8条4項に基づく意見審議について
・(仮称)ニトリさいたま中央店(法第5条第1項:新設届)
 - (2) その他
報告事項
・三栄ビル(法第6条第2項:変更届)

【議事概要】

(1) 議事

【8条4項に基づく意見審議について】

① (仮称)ニトリさいたま中央店(法第5条第1項)新設届について

事務局からの審議資料(届出の概要の説明)及び庁内連絡会議における審議内容結果(特に意見を付する必要無し)資料を送付し、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」を書面にて行い、意見回答を募った。

なお、意見には関わらないが、その他懸念事項等として記載があったものについて、事務局としての回答を付記する。

(坂本会長) 意見無し

業種、面積からしても、大きな新規需要が発生しないことは想定できませんが、出入口②が交差点に近いこと、さらに荷さばき施設も隣接していることから、車両の錯綜や混乱が懸念されます。荷さばきについては、安全に最大限配慮した運用をお願いします。また、図面では停止線が見えない

ため、信号制御によって車両が左折で敷地から退出できず、敷地内に滞留が発生する可能性が考えられます。場内及び出入口直近の安全確保にも最大限の配慮をお願いします。

出入口①については、道路中央にポストコーンが設置されていることから、左折インアウトが徹底できると思われませんが、上記出入口②は上記懸念もあり、右折退出が想定できます。十分な対応をお願いします。

(事務局) 設置者に伝えます。

(渡辺副会長) 意見無し

予測地点 B,C は予測高さが3階に設定されているが、B 点は住宅地に近接しており、駐車場等への車の走行経路脇でもある。自動車走行路が屋内でない(オープン、あるいは屋外)場合は、1階相当の予測高さでも基準値を下回っているのか、念のため、確認して頂きたく存じます。

(事務局) 設置者に確認したところ、予測地点 B,C が予測高さ3階になっているのは設備機器の影響を最も受けているからであり、1階相当の高さでも基準値を下回ることが確認できました。

(青木委員) 意見無し

平日の15時台に現地を視察しました。

NO. 1 鈴谷交差点については交通量が多く、特に出入口②(敷地西側出入口)に面した道路では信号待ちの時には常に車両が5~10台くらい並ぶ状態でした。停止線から出入口②までは車2~3台分(車種・車間距離等により変動)の短い距離であることから、店舗への入場はともかく、出場時には少なからず困難を伴うことが予想されます。また、住民意見でも指摘されていましたが、道路が狭いため歩行者・自転車通行者の交通安全性については特に配慮すべき課題であると思われます。

報告資料では、交通整理員の配置について繁忙時のみなのか常時なのか判断がつきませんでした。オープン日からしばらくは交通整理員を配置していただくなど、円滑な車両通行と交通安全面への配慮をお願いしたいと思います。

(事務局) 設置者に伝えます。なお、交通整理員の配置はオープン時等の繁忙時の10時から19時までとしておりますが、状況を見て配置の判断をすることです。

(小林委員) 意見無し

住民意見を拝読させていただきましたが、届出(申請)地周辺は交通量も多く、尚且つ小・中学校の通学路です。先日、現地を見てきましたが、その通りかと思えます。

近隣住民の意見を踏まえ、交通誘導員の常設（特に出入口①埼大通り）を遵守して頂きたいと思います。

（事務局）設置者に伝えます。

（園田委員） 意見無し

エコ素材を使った商品開発、発泡スチロールを使わない梱包など環境対応されているとのこと、さらに進めていただき、消費者へのPRもお願い致します。プラスチック類のワンウェイ使用を減らすレジ袋の有料化は一人一人の自覚を促す重要な施策なので、ぜひ進めて下さい。

さいたま市が小型家電を公共施設で拠点回収しているので、目立つところに掲示することなどをご検討下さい。

（事務局）設置者に伝えます。

※以上を踏まえ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

（3） その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の2件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知することを報告した。

- ・三栄ビル（法第6条第2項：変更届）